

第二編

昭和前期

第一章 昭和恐慌前後の県政

第一節 金融恐慌の社会への影響

一 行財政問題と社会不安

県市町村税滞納

関東大震災で大被害を受けた神奈川県下の市町村の財政の状態は、はなはだしく悪化しつづけたままであった。県自体が震災によって受けた応急資金を償還する能力を欠いているどころか、県税・市町村税の滞納額もいちじるしい数字にのぼっていた。いま「県税滞納額調」「市町村税滞納額調」によってみると、一九二八(昭和三)年度末現在の県下の県税滞納額をあげると、一九二六(大正十五)年度以前の分と一九二七年度、二八年度の累計総額は百万六千九百二十九円三十七銭、市町村税滞納額は二百五十七万五千三百六十一円五十六銭を数えていた(大和市役所『自大正十三年至昭和四年町村長会書類』)。このような状態のもとで、財政問題をめぐって大蔵省から厳しい規制を受け、他方で民衆の担税能力が低下していた事情からみると、尋常な手段や策をもってしては、事態を好転せしめていくことは困難であった。この地方財政の苦境を打開するために、全国町村長大会が地租付加税の軽減運動や義務教育費国庫負担金増額運動をくりひろげて、財政問題を根本から解決していく点では、ほど遠いありさまであった。事実、一九二八年の十一月、足柄下郡町村長会会長が、震災後

第1表 市町村税滞納額調

1929年2月20日現在

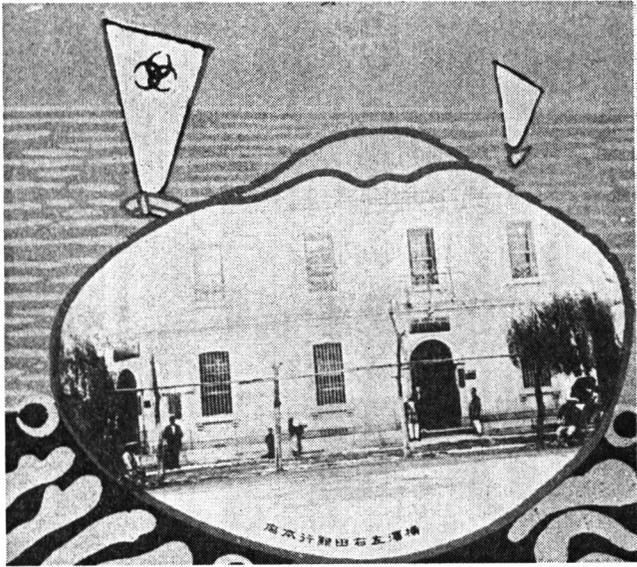
市郡名	年度		1925年度	1926年度	1927年度	1928年度	計					
	1924年度 以前の分											
横浜市	86,886	45	127,491	34	160,922	30	242,813	48	913,655	32	1,531,768	89
横須賀市	5,860	33	3,781	84	2,764	25	5,400	81	33,814	91	51,622	14
川崎市	7,913	47	5,735	49	14,108	78	19,721	00	94,006	36	141,485	10
久良岐郡	—		935	68	1,403	10	1,958	34	3,917	80	8,214	92
橘樹郡	3,659	25	4,325	69	8,729	42	12,240	25	38,811	59	67,766	20
都筑郡	1,708	90	922	30	1,149	75	3,193	18	8,697	75	15,671	88
三浦郡	287	59	1,304	99	6,190	37	15,865	38	72,138	93	95,787	26
鎌倉郡	7,389	30	2,728	45	10,179	30	17,414	26	49,003	35	86,714	66
高座郡	918	32	748	70	9,130	67	28,266	57	85,825	98	124,890	24
中郡	9,478	54	6,464	01	12,146	74	25,607	63	97,221	85	150,918	77
足柄上郡	2,854	53	2,114	00	2,891	80	6,812	75	21,413	98	36,087	06
足柄下郡	9,612	29	10,815	67	23,430	45	39,844	06	95,264	59	178,967	06
愛甲郡	5,880	75	700	35	1,533	32	5,400	39	33,827	28	47,342	09
津久井郡	132	42	77	86	1,032	05	4,499	23	32,393	73	38,135	29
計	142,582	14	168,146	37	255,612	30	429,037	33	1,579,993	42	2,575,371	56

大和市役所『自大正十三年至昭和四年町村長会書類』から

の町村経済は余裕がなく「予算ノ如キモ非常ナル緊縮方針ノ下ニ編成セラレ逼迫セル財政ヲ切抜ケ」ている事情にあるから、直接間接に町村が負担する経費に関しては、まもなく郡町村会、もしくは、関係町村長にいちおう交渉のうえ施設の計画をたてるよう、町村長会で決議したことを通知していた（資料編11 近代・現代(1)三〇）。それほど、町村財政はひっ迫していたのである。

この間、市町村の財政危機に関して神奈川県町村長会是全国町村長会が政府に建言をかさねてきた義務教育費国庫負担金の増額、町村自治監督制度の改正、地租および営業税の地方移譲などが実現をみていない実情を遺憾であるとして、その貫徹にむかって進むことを宣言してきた。たとえば、一九二五（大正十四）年五月の神奈川県町村長会の第六回通常総会には三浦郡逗子町（現在 逗子市）の逗子尋常高等小学校で開かれた。そこでは、いまあげた三項目の実現を主張しながら、「行政及財政ヲ整理シ事務ノ簡捷並冗費ノ節約ヲ図ルハ勿論、更ニ進シテ税制ノ整理ヲ断行シ国民負担ノ均衡ヲ保持シ且町村ニ対スル確實恒

筑郡町村長会が「郡役所廃止後ニ於テハ町村ノ併合ヲ全国的ニ促進方ノ件」を提案してそれぞれ決議事項として採択され、政府に要請することになった経緯をみれば、町村の状態は想像以上に深刻であった。



横浜左右田銀行本店

平野不二男氏蔵繪はがきから

久的ノ財政ヲ与へ中央集権ノ弊ヲ矯メテ地方分権ノ実ヲ示スハ現下ノ国状ニ照シ我カ国政上速ニ改善ヲ要スヘキ事項」であると決議していた。そして、「一 大正十五年度ヨリ必ス義務教育費国库負担金式千万円以上ヲ更ニ増額スル事、二 大正十五年度ヨリ郡役所ヲ廃止シ町村長ノ権限ヲ拡張スル事、三 速ニ税制ノ整理ヲ断行シ地租及營業税ハ総テ之ヲ地方ノ財源ニ移譲スル事」をあげていたのである（資料編11 近代・現代(1)三四）。

神奈川県町村長会が財政難を切り抜けようとして地方分権と自治の機能を高めようと努力し、一種の圧力団体まがいの政治行動をくりひろげていたのは、それだけ危機的状況がふかまっていたからである。事実、この年の総会で、高座郡大沢村の村長が農村救済振興策として、「一 主要ナル肥料ヲ政府ノ専売トセラレタキ事、二 米麦及生糸ノ価格カ該生産費ヨリ低落スル場合ハ政府ハ相当ノ方法ヲ講シ買上其他調節ヲ計ラレタキ事」を提出し、都

左右田銀行の休業

町村が財政難におちいるという難題をかかえながら、一九二七（昭和二）年三月、全国の二、三流銀行が取付け騒ぎにおちいり、経済界が恐慌の渦中に巻き込まれていく過程で、県民もそれこそ不安のルツボに投げこまれていった。時の若槻内閣は、企業の不良債務の支払い延期と銀行の焦げ付き債券を国家信用で肩代わりしようと目論んでいた。ところが、鈴木商店の破綻と同商店に融資していた台湾銀行の休業により、三月から四月にかけて一流の市中銀行も取付け状態となり、銀行の休業・取付けは全国に枯野の火のように広がっていたのである。金融恐慌である。



横浜興信銀行川崎支店

『川崎市勢要覧』昭和5年版から

た理念「世界平和」と「君民一致」とはまったく逆に、むしろ社会不安、経済不安をつのらせることになった。「昭和」は、中国の古典『書経』の「堯典」の一節、「百姓昭明万邦協和」からとったことは広く流布していたが、新しい時代に期待をかける意味で掲げた「昭和」の幕開けは、この経済事情だけでなく、世相・文化、さらには政治・国際問題というあらゆる領域で多難な新しい気配や動きをかかえこんでいた。問題は、国際収支の落ち込みにくわえて、京浜地帯を中心として関東大震災の災害地の被災企業を救済するためにとられた手形の再割引、すなわち「震災手形」が焦

げ付き、銀行危機がたちあらわれつつあったことである。金融恐慌の根づかい原因は、銀行が企業の貸付を固定化し、過剰資本を累積してきた日本経済の体質にひそんでいた。しかも対外的にも、中国における革命の進展と高まる日貨への排撃、英米からの借款をめぐる圧力、合衆国での景気後退のあおりを受けて、金解禁に必要な正貨準備を喰いつぶし、国際資本に立ち向かっていく見通しもたたなくなっていたのである。

神奈川県においても、この年の三月二十二日、横浜の名門左右田銀行が休業せざるをえなくなった。この事件は、翌日「横浜金融界緊張、左右田銀行昨日から休業、金融界不安の余波及ぶ」と報じられ、本支店・出張所に憂愁の気が満ちていた（『横浜貿易新報』昭和二年三月二十三日付）。この時点での同行の貸出額は実に預金総額の二倍に達していた。しかも預金者の八〇割までが小売商人やサラリーマン階層であり、この休業がこれらの人びとにあたえた影響は大きく、左右田銀行の門前には零細な小売商人やサラリーマンの預金者の群がひしめきあったという。

左右田銀行の破綻は県下の産業界に大きな打撃をあたえた。四月下旬には横浜生糸市場も休業状態におちいり、夏には糸価も大幅に下落した。弱少資本の回生はもはや不可能で、明治・大正の二代にわたって神奈川の経済界に多くの貢献を果たしてきた左右田銀行も、一九二八年にいたり、第二銀行・横浜貿易銀行・戸塚銀行などとともに横浜興信銀行に身売りせざるをえなかった。逆に横浜興信銀行は、これら諸銀行を吸収し飛躍的に膨張した。

さらに議会において、政府がこの年一月に提出した「震災手形補償公債法」「同善後処理法」の二法案の審議にあたって、片岡直温大蔵大臣の失言問題につづいて、台湾銀行の神戸鈴木商店への不良貸付けが問題化するにおよんで、金融恐慌は全国的に波及し経済界は空前の大混乱となった。この混乱状態を收拾するため田中義一内閣は、四月二十二日から五月十二日までの三週間緊急勅令で「支払猶予令」を公布した。これは、内地において、私法上の金銭債務の支払延期および手形などの権利

保存行為の延期に関するものである。この支払猶予令の公布と同時に、神奈川県は県下の市町村長にたいし人心の安定を期するための通知を行った。これに基づき四月二十五日、川崎市においても各区長・会社工場・各商業組合長あて次のような通牒を行った（『川崎市史』）。

支払猶予令ニ関スル件

今回財界ノ變動ニ際シ不取敢臨機ノ処置トシテ本月二十二日左記要旨ノ緊急勅令公布即日施行セラレタルニ付其趣旨御部内一般へ周知方御取扱相成度此段及通牒候也

記

一 四月二十二日以前ニ發生シ同日ヨリ五月二十二日迄ニ支払スベキ私法上ノ金銭債權ハ内地ニ限り三週間支払ヲ延期スベシ

この通牒とともに、川崎市は当然のことながら混乱を避けるために、モラトリアム（支払猶予令）を口実にこれに該当しない支払いまで拒絶することをしないようにとの指示もあわせて行った。

また、神奈川県は、県下の商工業にモラトリアムがどんな影響をあたえたかについて、十三項目の調査を各市町村に依頼した。この調査について川崎市は五月九日付の回答文書で、金融恐慌下の市内の商工業と市民の動向を次のように報告していた。

一 小売業者ノ蒙レル影響

比較的小資本ノ小売業者ニ於テノミ多少ノ影響ヲ蒙リツツアルモ一般的ニアラズ

二 製造及加工業者ニ及ボシタル影響

製品ハ売渡代金回収、原料購入資金ノ調達共ニ困難ナルタメ一割乃至一割五分ノ事業短縮ヲ見タルモ、休業等ニ至リタルモノナキハ幸ナリトス



川崎市街

『川崎市勢要覧』昭和5年版から

三 一般商工業者ト休業銀行トノ関係

市内ニ休業銀行ヲ出サザルハ喜ブベキトコロ、而シテラ一部問屋筋ニ於テ、東京及横浜所在ノ休業銀行ト関係アリタルモノニシテ多少ノ影響ヲ受ケタルモノアリタルトモ其ノ営業ノ死活ニ及ボシタルモノナシ

四 物資配給及価格ノ変動状況

物資ノ配給ハ不円滑ナガラモ需用者ニ直接不便ヲ感ゼシムル程度ニ至ラズ、価格ハ幾分ノ下落ノ傾向ヲ示シタルモノアルモ変動極メテ少シ

このように、川崎市の報告書によると、モラトリアムは、市の商工業界にあまり影響をあたえなかつたように解釈することができる。また市内の金融機関の窓口も『川崎市行政資料』によると、「休日明ノ二十五日ハ相当ノ預金引出アルヲ予想シ其ノ払戻ニ応スベク（開店時刻モ午前九時ヲ三十分繰上ゲ準備怠ラサリシニ）開扉約一時間ハ常時五、六人乃至七、八人位ノ極メテ緩慢ナル取付アリシモ其ノ後ハ殆ンド平常ニモ及サル少数ノ払戻ニシテ」と伝えていられるように多くの市民も比較的冷静であつたという（『川崎市史』）。

しかし、一般にはモラトリアムによる「三週間の休業は正に死の宣告」であり、人心は動揺し、「株式其他一般商品市場は益々險悪の度を増し、

混沌として凡べて去就の途を知らず」と報道され、浮き足だったのが実情である。たとえば、県西の足柄下郡小田原町方面では、いまのところ比較的平穏であるが、いいながらも、銀行の一般休業により、地元はそうとう打撃を受けたと新聞は報じていた。それによると、四月二十一日の安田貯蓄銀行の取付け騒ぎにより、「深夜町内を狂奔する人影が動いた」し、モラトリアムにより「面喰ひの状」におちいったという。また、小田原町役場では、町内の土木工事費などの支払いはあてがなく、一般商人はもちろん魚市場でも、「毎日約六千円の商い」があるが、これでは翌日払いの網元への支払い、送荷為替も不可能になるので、もし大漁・豊漁ともなると、まったく進退窮すると述べていた（『横浜貿易新報』昭和二年四月二十三日付）。

こうして、金融恐慌は経済界を混乱におとし入れ、かつてない激動を迎えることになったのである。

二 恐慌下の県民の社会生活

労働・農民 運動の展開

恐慌の激しさは一九二七年四月二十一日のわずか一日だけで、日本銀行の貸出高および発券高が約十億円余にのぼり、その後、裏地が白地のままの二百円札が印刷発行されるという準備不足と狼狽ぶりを示すような事態も生じていた。こうしたなかで、五月には「日本銀行特別融通及損失補償法」と「台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律」によってスケールの大きい救済措置がとられていった。しかし、金融恐慌が金融界の再編成——銀行合同を促進していくなかで、中小零細企業を淘汰し、日本経済はますます救いようのない逆境に落ち込んでいった。事実、紡績業などの大幅な操業短縮をはじめ、絹糸・人絹・洋紙・セメント・石炭業界などもカルテルを結成したり、すでにつくられているカルテルを強化して生産の制限や価格の維持に狂奔しはじめた。そのためか、金融恐慌から昭和恐慌の時点にかけて、中小零



1927年5月1日の横浜メーデー

斉藤秀夫氏蔵

細企業は、不景気、民衆の購買力の激減、問屋買継商等の中間利潤の吸い上げなどにくわえて、大資本の地方への進出、金融の逼迫により、ますます苦しい立場に追いやられていた（『日本経済年報』第五輯）。

また恐慌は労働者たちの内部に深刻な「社会問題」を投げかけはじめた。一般的に金融恐慌による工場閉鎖・操業短縮によって労働者は大量に解雇され、失業人口は中小零細企業だけでなく、さらに、大企業を中心として個別企業内の賃金切下げ・労働強化・「冗員」整理という産業合理化によって、ますます激増していった。

この間、神奈川県警察部ではすでに、内務省の取締訓令に基づいて「流言蜚語」をとばし、「安寧秩序」を害する行動をとる者を厳重に取り締まるよう通牒を県下各警察署に発したのである。この点について、蔵原警察部長は、「財界動揺の際お互に軽率妄動を謹んで貰いたい、若し流言蜚語や不穏な行動に出たものに対しては苛責なく厳罰に処する方針」であることを語っていた（『横浜貿易新報』昭和二年四月二十三日付）。

批判評議 浅野争議 報告

10時開場

来る 9日夕6時から

浜島閣打倒演説会

鶴見区潮田公会堂にて

主催 関東金属鶴見支部

浅原健三、金井芳次
加藤勘十、平山伊三雄
浅沼稻次郎、外本部總動員

関東金属鶴見支部が主催した演説会

法政大学大原社会問題研究所蔵

ところで、金融恐慌を反映して川崎・鶴見方面の工場において労資間の紛争が急増していく傾向をたどりはじめた。その中で、総同盟は、一九二五（大正十四）年の富士瓦斯紡績川崎工場の争議解決後、急速に組織をひろめ改良主義をとって傘下組合の争議を応援ないし指導する一方、労働者教育、協同組合・消費組合運動の強化に努めた。そして五月一日には、総同盟神奈川県連の主催で川崎ではじめてのメーデーを行った。市内の稲毛神社の境内には、川崎・鶴見の労働者を中心に二千五百

十名が集まり、大会宣言・決議、労働協約権の確立・健康保険法改正の要求・婦人および幼年工の深夜業禁止・耕作権の確立・治安維持法反対のスローガンを可決した後、会場から市役所前・旧国道農工銀行前を経て砂子・小川町・八丁綴を通り、さらに新国道に出て鶴見総持寺にいたるコースをたどるデモンストレーションを行った。

また、総同盟系の活動に対抗する評議会は急進的な闘争方針を推

し進めていた。四月八日には川崎市公会堂において、第一回京浜工場代表者会議を開き、具体的な経済的要求を中心にして各工場代表者による共同闘争という幅広い戦術をとろうとした。そして、さしあたり、解雇・賃下げ・臨時休業などに反対する強力な運動を起こすことを決め、第二回会議で共同闘争の気運を高め、八月には、関東地方評議会の主導で、川崎・鶴見方面の工場に關係のある資本家の団体「六郷会」を相手とする統一闘争を展開することになり、具体的な要求事項と闘争方法を宣伝するビラ十萬枚を京浜工場地帯に散布した。さらに九月にはいと、評議会は、失業手当法・最低賃金法・八時間労働法・婦人青少年労働者保護法の制定と健康保険法の徹底的改正を要求する「五法律獲得闘争」を経済闘争とあわせて推進する方針を決定し、ゼネスト決行を企図した。川崎・鶴見方面でも、当時争議中の芝浦製作所鶴見工場を拠点にしてゼネストの準備を進めようとした。しかし、「六郷会」側の切崩し工作と警察の干渉・弾圧により、評議会系の企図は挫折せざるをえなかった。他方、農村部をみても、たとえば、橘樹郡稲田村・向丘村では、この年の一月に日本農民組合総同盟の指導により、伊藤新蔵・村尾菅一が中心となって神奈川県下で最初の農民組合が組織された。そして、十二月には、稲田・向丘・生田三か村の小作人四百五十名が地主に対し、小作料を永久に一割五分から二割の軽減要求をする小作争議をくりひろげた。以後、この種の争議が西北部の農村地帯で頻発していった（『川崎市史』）。

不敬発言と県

民生活の窮乏

金融恐慌が社会不安を呼び起こすような状勢を告げる事件が、一九二八（昭和三）年十一月十日の川崎市の市会でもちあがった。ことの起りは、天皇即位の大礼に賀表を奉呈する議案の審議をめぐってであった。

賀表奉呈について、社会民衆党出身の副議長陶山篤太郎は、御即位御大礼の日にあたり賀表を議決することは「無産党議員トシテ微臣市會議員ノ本分」として発言する機会をえたことは深く光榮とするところであると述べはじめた。ところがそのあとで「現在ノ社会ヲ省ミルニ、資本主義制度ノ円熟ト共ニ其矛盾欠陥又漸ク深酷ニシテ、為メニ貧富ノ懸隔甚ダシク、貧シキ人

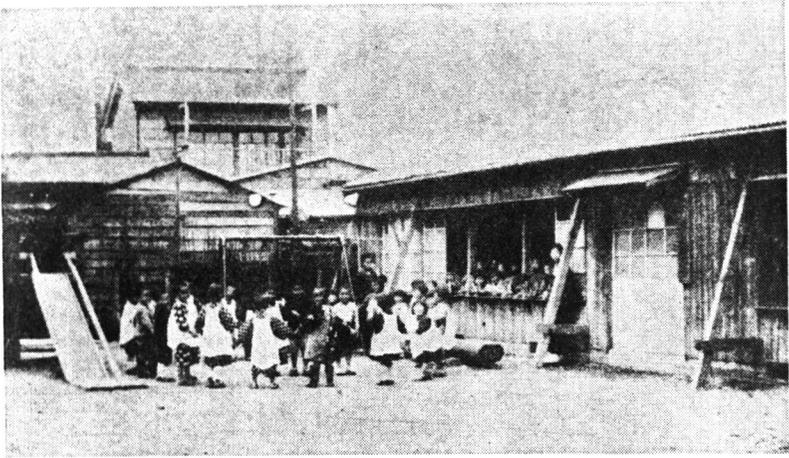


川崎市公設市場

『川崎市勢要覧』昭和5年版から

々ノ生活不安ノ声津々浦々ニ満チムトスルトキ、陛下御統治ノ下ニ政治ニ参与スルモノノ責任一層重大ナルヲ痛感イタシマス」と発言し、市当局は無産階級のために社会施設の整備を積極的に進め、人びとの不安を一掃するよう努めるべきだという演説を行った。このくだりが問題になったのである。後日、政友派は、この演説は、賀表奉呈に名をかりて、日ごろ抱いている主義主張を述べたもので、また議題外にわたったことは不謹慎であり、副議長の栄職にふさわしくないということになり、陶山はこれを許した佐藤議長とともに不信任を受けらるはめになった（『川崎市史』）。

賀表奉呈の件にかかわって、金融恐慌のもたらした後遺症が問題になるほど社会情勢はきびしかったとみることもできよう。もつとも正副議長不信任案提出は、政友派の策動により民政派の一部の議員をもまきこんだ正副議長の乗取り策の陰謀であるとの見解もあり、民政派の川崎同志会の幹事長中野与右衛門らは不信任案提出の「不合理なる軽拳」をおさえようとしたが失敗し、中野は今回の件は「児童に等しい」と憤慨していた。また、佐藤議長も、あの発言は一部の議員がいりうように「不敬」にわたるものかどうか、また、不信任案提出の動機

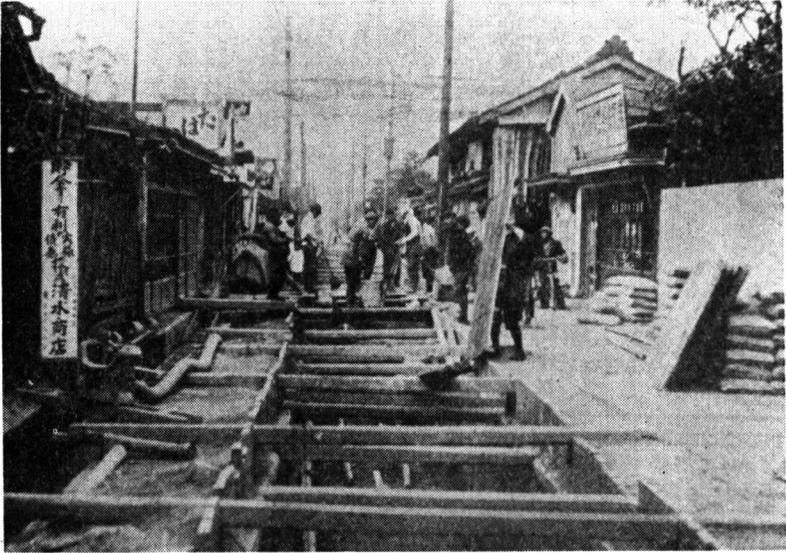


川崎市にできた託児所

『川崎市勢要覧』昭和5年版から

に「万二不純があるとすれば、大いに考慮」しなければならぬとの談話を発表していた。たしかに、陶山篤太郎の発言が、政派間の抗争の論点になり市の政治問題となり、社会民衆党も、十二月三日夜、「正副議長弾劾反対市民大会」を開き、「不純なる正副議長弾劾に反対せよ、市民諸賢の公正な批判訴ふ」というビラを三万枚市中に配布したほどである（『横浜貿易新報』昭和三年十二月三日付）。

このように、資本主義制度の円熟と矛盾・欠陥の指摘と「貧富ノ懸隔」の指摘が政治問題の焦点にすえられたことは、また、それだけ、金融恐慌下の社会状態が悪化の一途をたどっていたことの証拠である。たとえば、川崎市の中心部で、市民の生活必需品の商業センターの役目を果たしていた公設市場の売上げ状況から、このころの市民の生活状態をうかがってみると、生活必需品の総売上高は、一九二七（昭和二）年から昭和恐慌下の一九三一（昭和六）年にかけて、ほとんど年々低下している。『川崎市勢要覧』の「昭和四年版」と「昭和九年版」により、公設市場売上高年次別推移で、たとえば米麦類をみると、一九二七年の売上高は約一万九千五百円であったのが翌年にはほぼ一万七千円、そして一九二九年には約一万六千円と低下している。また、副食物と目される、乾物類・味噌・醤油等が大幅な売上げ減となっているのが



失業救済事業に働く労働者—川崎市下水道工事 昭和5年『失業応急対策事業概要』から

特にめだち、乾物類は一九二七年の約一万四千七百円から一九三一年にはほぼ五千六百七十円に落ち込み、味噌・醤油等も、同じ年次で一万五百円から約四千百円へと減少していた。それだけ市民の食生活が弾力性を失い、ぎりぎりの生活を余儀なくされていたのである。恐慌下の市民生活は、まったく灰色におおわれていた(『川崎市史』)。

このような状態のもとで、困窮家庭が増加するにつれ、欠食・長期欠席児童が問題となって表面化しはじめた。『川崎教育史』上巻によれば、このころ「市内各小学校で欠食児童は一学級当り二、三名出るよう」になり、これにもなって「長欠児童」も多くなってきた。これらの生活困窮者やポーターライン層の市民にたいして、川崎市は一九二八年二月から社会委員制度をしき、一九三一年には市内を三十五区に分け、貧困者救済・人事相談などの救済事業の徹底のために幅広い社会事業活動を行っていた(『川崎市史』)。

失業問題の深刻化

田中義一内閣が経済財政政策で定見を欠き、無策のままに終始した後を引き継いだ

浜口雄幸内閣は、「十大政綱声明」（昭和四年七月九日）のなかで、政府自身が「中央地方ノ財政ニ対シ一大整理緊縮ヲ断行シ依テ以テ汎ク財界ノ整理ト国民ノ消費節約トヲ促進セムトス」と声明し、産業合理化はあとで述べる公私経済緊縮運動とともに政府のとする公式の運動となった。こうしたなかで、金融恐慌から昭和恐慌にかけて、失業問題が「社会問題」と化していったのである。

では、日本が世界大恐慌に巻き込まれていくなかで、失業者数はどのくらいの数にのぼっていたかという点、内務省社会局は、一九二九（昭和四）年十二月一日現在、失業者推定数は約三十一万五千であると発表していた。翌年秋の『国勢調査報告』も失業者数を三十一万九千八百十三人と報じていた。けれども、発表にたいする批判は、当時すでに『日本経済年報』第一輯が、社会局の失業統計は「大正十四年の失業調査に基き、当時の失業率に其後の推定人口増加数を乗じ、之に任意の手心を加えてある」と手きびしく論難していたほどである。このような事情を考慮して、全国の失業者数は昭和恐慌が深化していく一九二九年から三〇年にかけて、雇用全体の動向から推定して、新規供給部分をくわえて三百万人と見積もっても誇大な数字ではないという指摘もでてきている（隅谷三喜男編『昭和恐慌』）。

神奈川県下でも、労働争議・小作争議が激増していくとともに、失業者が増大していった。川崎市でも、一九二九年の千人に対して二年足らずの三一年には四千二百二十四人と四倍強に激増し、失業問題は深刻になっていた。この間に一九三〇年十一月、川崎市は内務・大蔵各大臣にたいして失業救済事業にたいする国庫補助金増額要求の意見書を提出した。『昭和五年市議会資料』にあるこの意見書は、川崎市で失業者が急増している状態について「最近経済界ノ恐慌ノ打撃ニ依リ、一般産業界ノ不振ト共ニ市内各工場ノ労働者大量解雇ヲ初メ之等ニ伴フ商工業ノ不振等失業者ハ日ニ日ニ増加シツツアル現状ニ有之候」と述べていた。そして、川崎市が「東京横浜両市ノ間ニ介在スル新興工場地帯ニシテ、自由労働者ノ移動極メテ複雑ナルコト東